

那珂川市こどもにやさしいまちづくり行動計画（案）に対する意見と意見への見解

受付期間 令和6年12月16日（月）～令和7年1月20日（月）

受付人数 9人

No.	パブリック・コメント（意見の内容）	意見への見解
1	<p>名称の違和感です。 「こどもにやさしいまちづくり」ってなんですか？ 権利の主体がこどもであるという精神がみえません。 なんのための行動計画なのか名称に表してほしいです。</p>	<p>こどもの権利条例第4章において「こどもにやさしいまちづくりの推進」について定めています。本名称は、この条例の表現に基づき「こどもにやさしいまちづくり行動計画」としました。市として、「こどもにやさしいまちづくり」を推進するための行動計画となりますので、原案のとおりとします。</p>
2	<p>推進会議ではなく、「審議会」としてほしいです。</p>	<p>こどもの権利条例第29条（推進会議の職務）において、「推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次に掲げることを調査審議します。</p> <p>(1) 行動計画の策定又は見直しに関すること。 (2) 行動計画の実施状況に関すること。 (3) その他施策の推進に関すること。」と定めています。</p> <p>名称は「推進会議」ですが、審議会等と同じく調査審議のための附属機関となります。</p>
3	<p>「こどもまんなか社会」の実現を図る施策こそが重要であると考えます。誰一人取り残さないためにも、救済のための相談窓口の設置を要望します。</p>	<p>こどもの権利条例に基づく相談・救済の窓口として、こども応援課にて「こども総合相談窓口」を設置し、こども本人や周りの大人たちからの相談を受け付けており、相談員2名が常駐しております。</p> <p>また、条例第22条に基づく、こどもの権利の救済・回復のための「こどもの権利救済委員会」も設置しております。</p>
4	<p>パブリック・コメントの前に公聴会等を開催してほしいです。</p>	<p>市民の皆さまのご意見を計画に反映させるため、令和6年2月から3月にかけて、市内こども達1,537人及びその保護者4,097人に対してアンケート調査を行いました。また、こどもの権利条例に基づく「こどもにやさしいまちづくり推進会議」にて、これまで調査審議いただきました。</p> <p>また、今回のパブリック・コメントも市民の皆さまのご意見を伺うための貴重な機会の1つだと考えており、このように住民参画の手法に基づき検討を進めて参りました。</p> <p>ご意見いただきました「公聴会」などの開催につきましては、次期計画を策定する際の参考とさせていただきます。</p>

No.	パブリック・コメント（意見の内容）	意見への見解
5	那珂川市男女共同参画推進計画を参考に、本行動計画を策定していただきたいと願うものです。	次期計画を策定する際の参考とさせていただきます。
6	まず、子どもに聞くことだと思います。	計画策定にあたって、市内在住の小学5年生、中学2年生、高校2年生相当の子どもたち1,537人へアンケート調査を行いました。 また、今回のパブリック・コメントでは「18歳以上」のような年齢制限は設けておりませんので、子どもたちの意見を伺う機会として設けたものです。
7	今の（案）は次世代育成支援地域行動計画及び過去の子育て支援、貧困対策の推進計画の3法の焼き直しでしかなく、「子ども基本法」から「子ども家庭庁」「子ども大綱」へとつながる一連の動きやそこで謳われた「こどもまんなか社会」の精神（理念）が全く反映されておらず、那珂川市こどもの権利条例さえ、ないがしろにするものです。 したがって、こどもの権利を前面にだした、行動計画にならなければなりません。 「こどもまんなか社会」の実現を図る施策こそが、この行動計画の骨子です。こどもの意見を聴く仕組みづくり、権利侵害やもろもろの事案の相談体制構築、その土台があつての「こどもにやさしいまちづくり行動計画」ではないでしょうか。	まず、国が求める市町村のこども計画は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して策定することとされており、さらに①こどもの貧困対策の推進に関する計画、②次世代育成支援推進計画、③子ども子育て支援事業計画などと一体のものとして策定できるとしています。 このため、本市の計画は先述のこども大綱を踏まえ、①から③までの計画を包含した計画として策定したものです。 また、「こどもにやさしいまちづくり行動計画」は、当然のことながら、那珂川市こどもの権利条例に基づくものであり、条例に規定するこどもの権利の保障やこどもの権利の侵害に対する相談・救済等、こどもの権利条例を具現化した行政計画であると認識しています。 しかしながら、ご指摘のとおり「こどもの権利条例を原点に据えた計画」ということを明確に示すことが必要であると考えますので、P.2～3、P.27～28、P.30の一部を修正、追記しております。

No.	パブリック・コメント（意見の内容）	意見への見解
8	<p>那珂川市には魅力ある遊具のある公園は見当たらない。身近な公園に1つでいいのでアスレチック風な遊具や小山を作ってローラすべり台など興味をそそる様な遊具を設置してほしい。</p>	<p>本市では、魅力ある公園づくりとしてボール遊びができる公園整備を進めております。近年では多様な世代が利用できる公園として今池公園、下片縄公園、裂田溝公園などに複合遊具や健康遊具などを整備してきました。現在は、道善・恵子土地区画整理事業において、商業施設横に公園の新設を予定しており、ワークショップにより住民の意見を反映させたボール遊びができるエリアやターザンロープ遊具の設置を行う予定です。</p> <p>また、整備を予定しております総合運動公園は、約7haの広さで、大型遊具のある遊具広場や、白水大池公園のようにウォーキングやランニングが可能な周回園路を整備する予定です。なお、整備予定の運動公園は、創造力あふれる公園とするために、官民連携の手法のひとつであるPFI方式での整備を予定しており、民間企業のノウハウも活用しながら、市民の皆さまの憩いの場所となる魅力ある公園づくりを進めております。</p> <p>今後も公園の改修・新設の際は、地域のニーズに合わせて遊具設置など整備を行ってまいります。</p>
9	<p>学校施設の活用、長期休みの時、学童保育に通う子ども達のために音楽室などの特別教室を開放し活用すること。さらに体育館の冷暖房化を進め、災害時の活用を含めて学童保育に開放し、人的配置をお願いしたい。</p>	<p>学童保育所につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、児童一人あたりの面積基準を満たした上で、子どもが安全に安心して過ごせるように運営しております。いただきました具体的な取組についてのご意見は、関係する課と共有いたします。</p>
10	<p>5～6年前にふれあい子ども館へ孫と訪れたが何もない空間だった。雨の日や夏の暑い時に楽しく過ごせる場作りが必要ではないか。</p>	<p>ふれあい子ども館は冷暖房完備の屋内施設ですので、天気や気温に左右されることなく一年中、快適にお過ごしいただける場所です。</p> <p>乳幼児向けのおもちゃや絵本などだけではなく小中高生向けのトランポリン、ボードゲーム、卓球台、バスケットゴール、漫画などがあり、子どもが安心して楽しみ、過ごすことができる施設となっています。その他の活用につきましては、今後のふれあい子ども館運営の参考とさせていただきます。</p>

No.	パブリック・コメント（意見の内容）	意見への見解
11	<p>インクルーシブ教育の実現を目指した施策を目指してほしい。</p>	<p>小中学校の教員向けの取り組みとしては、市の特別支援教育の拠点である教育支援センターの職員（特別支援学校の校長経験者）が講師となり、インクルーシブ教育の研修会を実施しています。</p> <p>また、特別支援教育センターでの専門職による就学相談、特別支援学級の児童生徒が通常学級の児童生徒と共に学ぶ交流学級の実施、障がいや特性に対する理解を高めるための人権教育の実施、障がいを含めた特性を持っている児童生徒のサポート役である特別支援教育支援員の配置などを行っています。</p> <p>引き続き、インクルーシブ教育の実現を目指して、障がいが有る無しに関わらず全ての児童生徒がお互いを尊重し合い一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を受けることができるよう取り組みを継続していきます。</p>
12	<p>先生方がより豊かに保育や教育を考えられる余裕を確保できるよう、保育や教育の現場、先生たちを支える施策がもっと盛り込まれたらよいのではないかと思います。</p>	<p>保育士を支える施策につきましては、市から補助金を交付し、保育の質を高めるための研修等に活用いただいております。また、先生を支える施策につきましては、学習指導や生徒指導、保護者対応などの悩みや不安を少しでも解消できるよう、ICT機器を活用した教師のためのオンライン相談を実施しています。施策の計画への反映については、貴重なご意見として受けとめさせていただきます。</p>
13	<p>保育士や支援員などの給与アップや求人につながるサポートなどは検討されるべきかと思いました。</p>	<p>保育士の給与アップにつきましては、国が行う保育士等の処遇改善に加え、施設の運営に要する費用の一部を補助しており、人件費等に活用いただいております。また、就職フェアの開催や保育士養成校へ市内保育施設の紹介及び求人情報の提供を行い、人材の確保に努めております。</p> <p>また、現在、小中学校の特別支援教育支援員の配置人数については充足しており、給与等については国の人事院勧告を踏まえた給与の引き上げなど適宜処遇改善を行っています。</p>